

水痘の流行について（警報）

令和6年（2024年）6月20日（木）15時00分

北海道江別保健所
（北海道石狩振興局保健環境部保健行政室）
電話：011-383-2111

道では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年（2024年）第24週（令和6年6月10日～令和6年6月16日）において、江別保健所管内の定点医療機関1カ所あたりの水痘患者報告数が、国立感染症研究所の設定する警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、江別保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

2 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

3 その他

（1）最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

（カッコ内は1カ所あたりの患者数 単位：人）

	第20週 (5/13～5/19)	第21週 (5/20～5/26)	第22週 (5/27～6/2)	第23週 (6/3～6/9)	第24週 (6/10～6/16)
江別保健所	0 (0.00)	2 (0.40)	4 (0.80)	4 (0.80)	16 (3.20)
全道	20 (0.15)	20 (0.15)	29 (0.21)	46 (0.34)	56 (0.41)
全国	506 (0.16)	684 (0.22)	684 (0.22)	671 (0.21)	—

※第24週の患者報告数は速報値。第23週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。
(URL: <https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）水痘注意報・警報とは

感染症発生動向調査により把握した、定点医療機関1カ所あたりの水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

＜水痘の注意報・警報レベル＞

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	1	2	1

※ 警報は定点あたりの患者報告数が終息基準値未達となった場合、注意報は定点あたりの患者報告数が基準値未達となった場合に自動的に解除されます。